

尾張旭市監査公表第４０号

令和７年４月３０日付け尾張旭市監査公表第３７号をもって公表した定例監査結果報告について、令和７年５月１３日付け７暮第２５号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月３０日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

市民生活部暮らし政策課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
新池交流館の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	電話線については、監査での指摘を受け、行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼し、令和７年３月２７日付けで行政財産の目的外使用を許可した。 また、その他の暮らし政策課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
備品のうち１点については尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「物品管理規則」という。）第１８条及び第１９条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第９条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	物品管理の重要性について、課内で監査結果を共有することにより、適正な事務処理等を徹底するように課員の認識を改めるとともに、尾張旭市物品管理規則に基づく物品及び備品台帳の確認・検査を正確に実施することとした。 また、決裁等を経ずに廃棄されていた備品については、物品出納員に協議を行い、廃棄手続を行った。 さらに、備品ラベルが付されていない

	備品について確認を行い、備品ラベルを付した。
吉岡・北本地ヶ原ふれあい会館照明器具修繕の契約において、見積依頼者に見積金額の110分の100に相当する金額を記載するよう指示していたにもかかわらず、「消費税10パーセント含む」の記載がある見積書、つまり、見積金額の110分の110に相当する金額（600,000円）が記載されたものを受領し、採用していた。また、当該金額の100分の110に相当する金額（660,000円）で契約していた。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内職員に周知するとともに、今後は、受領する見積書の記載内容に誤りがないかの確認を徹底し、再発防止に努める。 なお、今後は、指示どおり見積もらないで提出されたときは無効とする。